

(記入例) 令和〇〇年度  
〇〇専用水道水質検査計画 (自己水及び併用型)

1 水質管理において留意すべき事項

敷地内の深井戸より受水しているが、トリクロロエチレンが検出されるためエアレーションにより除去し、塩素消毒を行い配水槽に貯水している。その後、高架水槽にポンプアップし、自然流下で各棟に給水している。基準値を超えていないが、ヒ素が検出される。

2 施設の概要

名称	水源	浄化方式	給水方式	備考
〇〇専用水道	深井戸	エアレーション 塩素滅菌	高架水槽方式	

3 採水の場所

〇棟の管理室の給水栓。原水は、井戸取水管の検水栓とする。  
また、毎日行う検査については、〇棟及び△棟、◇棟の給水末端で行う。

4 年間計画表

別紙1

5 過去の検査結果、検査頻度及び省略する理由

別紙2

6 臨時の水質検査に関する事項

供給する水が水質基準に適合しない恐れがある場合は、委託水質検査機関と協議して、必要な検査項目、方法等を決定し速やかに臨時の水質検査を行う。

7 水質検査の委託先

[1] 名称

株式会社 〇〇検査

[2] 所在地

東京都〇〇区〇〇…

[3] 検査を行う事業所の所在地

東京都〇〇市〇〇…

[4] 登録番号

水道法第20条第3項 登録第 × × 号

[5] 委託の内容

定期の水質検査(頻度は、別紙1水質検査計画表のとおり)・臨時の水質検査

8 試料の採取及び運搬方法

[1] 試料の採取、運搬は、委託検査機関の職員が行う。

[2] 試料の採取は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号。以下「検査法告示」という。)に従って実施する。

[3] 採取した試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

[4] 検査機関までの運搬時間は、採水後12時間以内に検査すべき項目の検査実施が可能な時間内とする。

9 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証取得等に関する書類の確認等を行う。

10 原水に係るクリプトスポリジウム対策

当施設では汚染の恐れが「レベル1」であるが、「レベル2」を対策として実施する。

11 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は、前回よりも著しく変化した場合は、直ちに検査機関より速報を受け、必要な措置を講じる。併せて、再検査を行うとともに、直ちに原因究明を行い、必要な対策を講ずる。

**(記入例) 令和〇〇年度  
〇〇専用水道水質検査計画 (受水型)**

1 水質管理において留意すべき事項

都水道を敷地内で引き込み、貯水槽(受水槽)に受水している。受水槽より各棟に配水する際、塩素消毒を行い、各配水槽(高置水槽)にポンプアップして貯水している。その後、高架水槽から自然流下で各棟内に給水している。

2 施設の概要

名称	水源	浄化方式	給水方式	備考
〇〇専用水道	都水道	塩素滅菌	高架水槽方式	

3 採水の場所

〇棟の管理室の給水栓。貯水槽への給水配管に直結水栓を有する。  
また、毎日行う検査については、〇棟、△棟、◇棟及び□棟の給水末端で行う。

4 年間計画表 (別紙1のとおり)

受水型のため、3ヶ月に1回以上行う検査項目及び原水検査を省略する。

5 過去の検査結果、検査頻度及び省略する理由 (別紙2のとおり)

6 臨時の水質検査に関する事項

供給する水が水質基準に適合しない恐れがある場合は、委託水質検査機関と協議して、必要な検査項目、方法等を決定し速やかに臨時の水質検査を行う。

7 水質検査の委託先

[1] 名称

株式会社 〇〇検査

[2] 所在地

東京都〇〇区〇〇...

[3] 検査を行う事業所の所在地

東京都〇〇市〇〇...

[4] 登録番号

水道法第20条第3項 登録第 ×× 号

[5] 委託の内容

定期的水質検査(頻度は、別紙1水質検査計画表のとおり)・臨時の水質検査

8 試料の採取及び運搬方法

[1] 試料の採取、運搬は、委託検査機関の職員が行う。

[2] 試料の採取は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号。以下「検査法告示」という。)に従って実施する。

[3] 採取した試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

[4] 検査機関までの運搬時間は、採水後12時間以内に検査すべき項目の検査実施が可能な時間内とする。

9 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証取得等に関する書類の確認等を行う。

10 原水に係るクリプトスポリジウム対策

当施設は、都水道を受水しているため該当しない。

11 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は、前回よりも著しく変化した場合は、直ちに検査機関より速報を受け、必要な措置を講じる。併せて、再検査を行うとともに、直ちに原因究明を行い、必要な対策を講ずる。